

24財記念第108号  
平成24年9月27日

関係各都道府県・政令指定都市教育委員会  
文化財行政担当課長 殿

文化庁文化財部記念物課長  
矢野和彦

(印影印刷)

東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査  
のための職員派遣について（依頼）

東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査については、本年4月から、関係道府県・政令指定都市より埋蔵文化財専門職員を岩手県、宮城県及び福島県に派遣していただくなど、積極的に対応していただいております。深く感謝申し上げます。

当該職員派遣については、東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について（平成23年9月30日付け23庁財第288号及び平成24年9月27日付け24庁財第414号）により、依頼しているところではありますが、今般、岩手県、宮城県及び福島県より、今後更なる復興事業の増加が見込まれていることから、来年度上半期については今年度の派遣規模を引き続き維持した上で、更なる追加派遣について特段の配慮を願いたい旨の要請がありました。

つきましては、留意事項等（別添1）を参照の上、様式（別添2）により11月26日（月）までに御回答をお願いします（関係都道府県教育委員会におかれては管下の市教育委員会に照会いただき、各市の回答を取りまとめの上、貴都道府県分と合わせて御回答願います。）。

なお、市から派遣いただける職員については、岩手県、宮城県及び福島県の各県の判断と調整により、被災した市町村に直接派遣いただくことをお願いする場合があります。

また、職員派遣を検討いただくに当たっては、東日本大震災に係る被災地方公共団体に対する人的支援について（平成24年2月24日付け総行公第15号各都道

府県知事・各指定都市市長宛総務省自治行政局公務員部長通知。別添3)において言及されているとおり、派遣される職員が行っていた業務に再任用職員等を充てる等の対応も考えられますので、併せて御検討をお願い申し上げます。

さらに、岩手県、宮城県及び福島県においては、復興事業の進捗状況に応じて、引き続き、平成25年度下半期以降においても追加の職員派遣を希望し得ることですので、追加の職員派遣要請があった場合についても特段の御配慮・御協力をお願い申し上げます。

(本件担当連絡先)

文化庁文化財部記念物課

専門官 草野 純一 (内線2874)

係長 堀 敏治 (内線4768)

電話：(代表) 03-5253-4111

(直通) 03-6734-2876

F A X : 03-6734-3822

E-mail : toshi-h@bunka.go.jp (調査票回答先)

## 派遣に係る留意事項等

### 1 派遣の種類

本派遣は、災害復旧に伴い、地方自治法第252条の17の規定に基づくものを想定しています。

### 2 派遣先及び業務

派遣先は原則、岩手県教育委員会、宮城県教育委員会又は福島県教育委員会となります。ただし、主として市からの派遣職員については、これらの県の判断と調整により、管下の被災市町村教育委員会が派遣先となることもあります。

派遣後、それぞれの事情に合わせて、県事業・市町村事業に従事していただくこととなります。

なお、埋蔵文化財発掘調査の迅速化を進める観点から、各県の事情に応じて、発掘調査に加えて復興事業の進捗に合わせた開発事業との事前調整業務を担っていただくこともあります。

### 3 派遣を希望する3県からの希望

#### (1) 受入れ希望期間

平成25年4月1日～平成26年3月31日

※開発事業計画の状況によって、更に派遣期間の延長をお願いすることもあります。

#### (2) 各職員の派遣希望期間

発掘調査から報告書作成までの一貫した作業遂行の観点から、可能な限り1年以上でお願いします。

※市におかれては、3か月又は6か月単位での派遣が可能である場合は、その具体的な時期を含めて御記入ください（例えば、平成25年10月から平成26年3月まで 等）。

#### (3) 派遣希望職員数

平成25年度 上半期 70名程度

下半期 未定（上半期は維持。増加する可能性あり。）

※平成25年度上半期の数字については、平成25年度における総数であり、平成24年度に派遣されている人数から更に追加される人数ではありません。

※平成26年度以降の人数は未定ですが、更に派遣をお願いする人数が増える可能性があります。

※今後も事業計画の変化が予想され、流動的なものであることを御了解ください。

#### 4 回答に当たっての留意事項

##### (1) 回答全般について

- ・別添2の様式の電子媒体は、下記のサイトに掲載しています。各市への照会の際に、適宜活用ください。

[http://www.bunka.go.jp/bunkazai/tohokujishin\\_kanren/index.html](http://www.bunka.go.jp/bunkazai/tohokujishin_kanren/index.html)

- ・派遣可能な者を記入する場合は1名ごとに行を変えて御記入ください。
- ・平成24年度に既に被災地への派遣を行われ、平成25年度も引き続き派遣する場合も御回答ください。

##### (2) 平成25年度の派遣期間について

- ・上記3(2)も踏まえ、可能な限り1年以上の派遣を御検討ください。
- ・上半期(4月)又は下半期(10月)からの派遣のいずれでも構わない場合はその旨を御記入ください。

##### (3) 平成26年度以降の派遣の見込みについて

可能であれば、中長期(平成26年度から平成28年度)の派遣の見込みを御記入ください(平成27年度から派遣が可能、平成28年度から1名程度なら可能など)。平成26年度以降の派遣については改めて本調査と同様の調査を行います。この回答で確定ではありません。

##### (4) その他

各都道府県等の事情で、特に、派遣先や条件等について要望事項、留意事項等がありましたら、要望事項等の欄に御記入ください。ただし、平成24年度の派遣と異なり、平成25年度以降は要望派遣者数が多いため、要望等に沿えない場合も予想されますので、あらかじめ御了承願います。

また、平成24年度から引き続き派遣いただける者については、基本的に同一の派遣先となるよう調整したいと考えていますので、要望事項等の欄に「24年度〇〇県(派遣先県名)派遣」と御記入ください。

#### 5 その他

派遣先は、文化庁と岩手県、宮城県及び福島県で調整して決定します。その後、派遣元と派遣先のそれぞれの県・市において派遣に関する協定等を締結することになります。

## 派遣予定職員等に関する調査

1. 当調査票連絡先

- (1) 地方公共団体名
- (2) 担当部署
- (3) 担当者名(ふりがな)
- (4) 電話番号
- (5) Fax
- (6) E-mail


2. 平成25年度の派遣について

平成25年度に派遣可能な者について派遣可能な期間等を御記入ください。

※都道府県においては、各市に照会の上、取りまとめをお願いいたします(政令指定都市分については不要です。)

※政令指定都市においては、同市についての御回答のみで結構です。

※派遣可能な者を記入する場合は1名ごとに行を変えて御記入ください。

※平成24年度にすでに被災地への派遣を行われ、25年度も引き続き派遣する場合も御回答ください。

※平成24年度から引き続き派遣いただける職員については、要望事項等の欄に「24年度〇〇県(派遣先県名)派遣」と御記入ください。

	地方公共団体名	派遣期間(〇月から〇月まで)	平成26年度以降の派遣見込み (自由回答)	要望事項等(自由回答)
例	××県	平成25年4月から平成26年3月までの1年間	平成26年度4月から1名追加派遣可能	24年度岩手県派遣
例	××県	平成25年10月から平成26年3月までの6か月間	平成26年度4月から1名追加派遣可能	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

総行公第 15 号  
平成 24 年 2 月 24 日

各都道府県知事  
(人事担当課・市区町村担当課扱い)  
各指定都市市長  
(人事担当課扱い) 殿

総務省自治行政局公務員部長

東日本大震災に係る被災地方公共団体に対する人的支援について

東日本大震災による被災地への人的支援については、既に各地方公共団体において積極的な対応をしていただいているところであり、深く感謝申し上げます。

被災地方公共団体においては、各地方公共団体からの人的支援を得ながら、懸命に復旧・復興事業を進めているところですが、本格的な復旧・復興に係る事務量の増大に対応するため、平成 24 年度においては広範な職種にわたって職員不足が避けられない状況にあります。

各地方公共団体におかれては、被災地方公共団体の窮状をご賢察いただき、被災他地方公共団体に対する人的支援について、下記の事項に留意し、なお、一層のご理解とご協力を賜りますとともに、被災地方公共団体におかれても、下記の事項を参考にさせていただきますようお願いいたします。

貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨を確実にお伝えいただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方公務員法第 59 条（技術的助言）及び地方自治法第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1. 被災地方公共団体における地方自治法に基づく中長期の派遣職員の受け入れ経費（給料、各種手当、赴任・帰任等の旅費、共済等負担金、宿舍借上費等の派遣職員の受け入れに要する経費）については、その全額を特別交付税により措置することとしております。
2. 被災地方公共団体における本格的な復旧・復興に係る事務量の増大への対応としては、別紙のとおり、他の団体からの職員の派遣の他、任期の定めのない常勤職員の採用、再任用職員の採用、必要な期間における任期付職員の採用が考えられるところです。

なお、被災地方公共団体において東日本大震災への対応のために職員の採用を行った場合の経費については、その全額を特別交付税により措置することとしておりますので申し添えます。

併せて、雇用創出基金事業を活用して臨時・非常勤職員を採用することができることを申し添えます。

- 被災地方公共団体に人的支援を行う団体においては、被災地方公共団体に派遣された職員が行っていた業務に再任用職員等を充てる等も考えられるところであり、別紙の内容も参考にしながら、更なる職員派遣についてご検討をお願いいたします。

[連絡先]

総務省自治行政局公務員部公務員課 長田、西巻

電 話 03—5253—5542

FAX 03—5253—5552

e-mail t.osada@soumu.go.jp

(別紙) 本格的な復旧・復興に係る事務量の増大へ対応するための職員の派遣以外に考えられる職員の確保策について

## 1 被災地方公共団体における職員採用の手法及び留意事項

### ①任期の定めのない常勤職員の採用（地方公務員法第17条）

新卒者を中心とした採用以外に、経験者を中心とした中途採用を行うことが考えられる。

### ②再任用職員（常勤／短時間勤務）の採用（地方公務員法第28条の4～第28条の6）

定年退職に引き続いて再任用するほか、現在再任用されていない元職員を採用し、その経験を活用することが考えられる。

### ③任期付職員（常勤／短時間勤務）の採用（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条、第5条）

震災からの復旧・復興に係る事業については、任期付職員法第4条第1項に定める要件に当てはまるものであり（第5条第1項に定める短時間勤務職員においても同じ。）、年齢に関わらず本人の能力に応じて任期付職員の採用が可能である。また、任期付職員の採用においては、専門的な知識と経験を有する退職した元職員を活用することも考えられる。

特に市町村においては、任期付職員法に基づく条例を制定していない団体が多いことから、既に総務省から示している条例（例）（別添参照）を参考に条例を制定し、積極的に活用いただきたい。

### ④臨時・非常勤職員の採用（地方公務員法第3条第3項第3号、第17条、第22条）

上記の他、臨時的・補助的業務又は特定の学識・経験を要する職務に従事させる場合には、臨時・非常勤職員を採用することにより対応することも考えられる。

※ ①～③に要する経費についてはその全額を特別交付税により措置することとしている。また、④については雇用創出基金事業を活用することができる。

## 2 被災地方公共団体に人的支援を行う団体における対応方法及び留意事項

### ①再任用職員の採用（地方公務員法第28条の4～第28条の6）

被災地方公共団体に派遣された職員が行っていた業務に従事させるため、定年退職に引き続いて再任用するほか、現在再任用されていない元職員を採用することも考えられる。

また、採用した元職員を被災地方公共団体へ派遣することも考えられる。

### ②任期付職員（常勤）の採用（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条）

任期付職員法第4条第2項に基づき、被災地方公共団体に派遣された職員が行っていた業務に従事させるため、任期付職員の採用を行うことも可能である。

また、任期付職員法第4条第1項に基づき採用した職員を、被災地方公共団体へ派遣することも考えられる。

任期付職員の留意事項等については、1③も参照のこと。

③臨時・非常勤職員の採用（地方公務員法第3条第3項第3号、第17条、第22条）

上記の他、臨時的・補助的業務又は特定の学識・経験を要する職務に従事させる場合には、臨時・非常勤職員を採用することにより対応することも考えられる。

○一般職の任期付職員の採用に関する条例 (例)

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号。以下「法」という。）第三条第一項及び第二項、第四条、第五条、第六条第二項並びに第七条第一項及び第二項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第二条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

一 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

二 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

三 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

四 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第三条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

一 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

二 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第四条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第一項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前二項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十六条の二第一項又は第二十六条の三第一項の規定による承認

二 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成〇年〇月〇日〇〇県条例第〇号）第〇〇条〔職員の勤務時間、休暇等に関する条例（案）（平成六年八月五日付け自治能第六十五号）第十八条相当規定〕の規定による介護休暇の承認

三 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十九条第一項の規定による承認

(任期の特例)

第五条 法第六条第二項の規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第三条第一号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により第三条又は第四条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第三条又は第四条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合

二 〇〇県〇〇計画に基づき平成〇〇年までに期間を限定して実施する〇〇業務に従事させる場合

(任期の更新)

第六条 任命権者は、第二条から第四条の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

附 則

この条例は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。